

## 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

### 1 趣旨

松戸市が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公平性の確保を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定める。

### 2 基準に該当する場合の取り扱い

松戸市が発注する建設工事等に係る一般競争入札、指名競争入札において、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効とする。

### 3 基準

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と親子又は兄弟姉妹の関係にある者

エ その他、上記（1）又は（2）と同視しうる特定関係があると認められ、かつ公正な入札が阻害される恐れがある場合

#### 4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

#### 5 特定関係の確認

特定関係の確認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 特定関係については、入札参加資格審査申請の添付書類として、別紙「特定関係調書」を当該申請者から提出を求める。

(2) 同一入札に特定関係にある者が申請書を提出している場合は、その者に対し次のことについて口頭等により通知する。

ア 特定関係にある者の中から、入札に参加する一者を決め、入札に参加しないことになった他の者は、入札期間終了までに入札辞退届を提出すること。

イ 入札辞退届を提出しなかった場合は、特定関係にある者の全員の入札を無効とする。

#### 6 留意事項

(1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

(2) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

#### 附則

この基準は、平成30年4月1日の公告から適用する。